

## イギリスにおける百年条項と国勢調査資料の公開

森 博美\*

### はじめに

2002年1月5日のわが国の各紙朝刊は、イギリス留学時の夏目金之助（漱石）の国勢調査の調査記録を報じている。この記事は、エドワード7世治下、1901年3月にイングランドおよびウエールズの62州に在住する600万世帯、約3250万人を対象に実施された国勢調査の調査票が、100年を経過して1月2日に現地で公開されたことを受けて書かれたものである。

それによれば、個人の調査記録が、氏名、職業、性別、年齢等の順に各1行に記載されている。個人の氏名、住所が記載された調査票がこのように一般に公開されるのは、(2)で述べるようなわが国における国勢調査資料の取扱いと照らしてみても奇異にさえ見える。そこで以下に、調査票公表の根拠とされるいわゆる百年条項、同国における集計作業終了後の国勢調査調査票の取扱い並びにその公開システムについて紹介する。

### 1. わが国における調査終了後の国勢調査の調査票の取り扱い

わが国では従来、「国勢調査施行規則」（昭和55年総理府令第21号）第7条が、調査票等の保存に関して、調査票については3年間、結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルムは永年保存という形で規定してきた。これに基づき、所定の保存期間終了後、調査に係る秘匿性の確保並びに保存スペースの制約等を考慮して、調査票は滅失処分されてきた。なお、同条にいう「結果原表」とは、

公表される最多重クロス表の形式に従う総括集計表に相当する。

### 2. 百年条項の根拠規定

現在、イギリスにおける国勢調査調査票の公開に関わるいわゆる「百年条項」の根拠とされているのは、1966年6月20日に大法官Gerald Gardinerの名の下に出された法律文書第12号「公文書へのアクセス」である。なお、この文書は、「1838年公文書館法（The Public Record Office Act 1838）」の後継法である「1958年公文書法（The Public Records Act 1958）」の第5項(1)に関係して大法官の承認の下に制定されたものである。

イギリスでは公文書の非公開期限を規定した1958年法の第5項(1)では、「公文書館における公文書は、同館に移管される以前に公衆がそれを使用していた場合を除き、大法官が承認し又は国务大臣あるいはそれ以外の当面第一義的に関係する者の要請により公文書にあたりと規定されたものについて、50年又はそれ以上あるいはそれ以下の期間を経過しなければ公衆の閲覧に供してはならない」とされていた。これについて、同法の1967年改正において、「…公文書にあたりと規定されたものについて、[それが作成された翌年の1月1日より起算して30年] 又はそれ以上…」と改められ、一般の公文書について非公開期間が原則30年に短縮された。

大法官Gerald Gardinerの署名の下に出された「公文書へのアクセス」(法律文書第12号)では、第5項(1)の記述に引き続き、同法の付帯規定IIの第1、第2欄に規定する文書がこの法律に云う公文書であること、50年(30年)

\* 法政大学経済学部

〒194-0298 東京都町田市相原4342 (大学)

を超える又はそれ未満の期間については、個々の文書区分に従って規定さるべきこと、当該規定の第3欄において個々の文書区分に関する当該者の承認は、法第5項(1)の規定に従って得られたものとする、個々の公文書区分に従い第4欄に記載された期間を50年(30年)代わるものとするが記載されている。

1966年に大法官は、国勢調査資料の非公開期間を100年とする法律文書 No. 12を承認し、1993年7月の公開政府白書 The Open Government White Paper : Cm 2290) もこの百年条項の維持を勧告している。

ところで、イギリスでは「情報公開法(Freedom of Information Act)」が2000年11月に女王裁可によりすでに成立している。それに伴い「公文書法」第5項(1)は、「情報公開法」付帯規定V第2項(2)により、また公衆から入手した情報の公開の禁止の詳細を規定していた付帯規定IIは、同じく第3項によってともに削除され、関係事案は「情報公開法」に委ねられることになっている。ただし、「情報公開法」の施行が2005年1月となっていることから、現時点での国勢調査調査票の開示は、従来通り、「公文書法」に基づいて行われている。(http://www.pro.gov.uk/about/act/default.htm, http://www.pro.gov.uk/about/act/act.htm 参照)

### 3. 国調資料の統計局から公文書館への移管

現在、国家統計局(ONS)では、1966(標本調査)、1971、1981、1991の各年に実施された調査票の原本をセンサスに關係する住所その他の秘密情報が記載された調査員記録簿(Enumerators Records Book)とともに維持管理している。なお、1941年には大戦の關係で調査は実施されなかったし、1931年の調査票は1942年の火災により焼失している。また、2001年調査については、調査票のマイクロフィッシュが保管され、調査票原本は滅失処

分されている。

歴史調査資料の移管に関しては、現在、国家統計局側では Records Management Department (RMD) がそれを所管しているが、1901年国勢調査資料については、1974年7月に当時の人口センサス調査局(OPCS)から公文書館に移管された。国立公文書館(The National Archive : 旧 Public Records Office)では、移管された調査票をマイクロフィッシュに複写し、閲覧に提供するとともに、原本も保管されている。なお、また1911年調査については、すでに移管が完了し、マイクロフィッシュ並びに web 提供のためのデジタル化作業が進められている。なお、結果の公表は2012年となる。また、1921、1951、1961年国勢調査の調査票はすでに国立公文書館に移管され、同館の管理下にある。しかし、百年条項により、公開時期はそれぞれ、2022、2052、2062年とされている。また、19世紀に実施された国勢調査についての遡及デジタル化については、当面、実施の計画はない。

### 4. 統計局關係保管文書資料

現行の「1967年公文書法」により国家統計局は他の政府機関と同様、永年保管の価値があるとみなした全記録を国立公文書館に移管することになっている。国家統計局(およびその前身である人口センサス調査局(OPCS)や登録局(GRO))から公文書として移管された統計關係の文書、データについては、レファレンス・コード“RG”が付けられ保管されている。ちなみに、公文書館のオンラインカタログ PROCAT (http://catalogue.pro.gov.uk/ の検索画面において“General Register Office”, “Office for National Statistics”, “Office of Population Censuses and Surveys”の検索語により検索を試みると、それぞれ160, 25, 3のRGコード文書がリストされる(一部は重複検索)。

RGコードが付けられた文書には、集計計

画やコードマニュアルといった過去の調査関係資料や調査実施関係の通達、メモなどとともに、これまで実施された国勢調査の調査票のうち OPCS (ONS) から公文書館に移管済みのものが、RG9(1861年調査)、RG10(1871年調査)、RG11 (1881年調査)、RG13 (1901年調査)、RG14 (1911年調査)、RG15 (1921年調査)、RG16 (1951年調査)、RG17 (1961年調査) としてリストされている。

## 5. 国勢調査資料のデジタル化

<http://www.census.pro.gov.uk/> からも検索できるように、公文書館では1901年国勢調査から、氏名、住所、生年月日といった個人識別情報も含め、調査票の記載内容をデジタル化し web での提供を行っている。公文書館では E-Access Department が1901年国勢調査のデジタル化作業の責任部署となっているが、実際の作業は、Worcestershire にある QintiQ (Census Online Team) 社に公文書館から業務委託されている。

なお、公文書館におけるデジタル文書の保管、更新、文書へのアクセスに関する業務は、2001年7月に設置された Digital Preservation Department が所管している。

## むすび

ニュージーランドではイギリスと同様、国勢調査調査票について百年条項を設けている。また、アメリカでは、センサスの実施後72年経てば、それを公文書館で閲覧できる仕組みになっている。

国勢調査に関する過去の調査個票にいわゆる時効年限を設けるという発想はアングロサクソン系の諸国に多く見られる。ロンドンの地下鉄 District line の Kew Garden 駅からほど近いテムズ川河畔に建つ国立公文書館の受付には、平日にもかかわらず開館時間前か

ら大勢の閲覧者が列をなしていたのが印象的であった。爵位の有無に関わりなく盛んな家系探索にやって来たにわか genealogists や海外移住者の子孫が故国におけるルーツ探しに訪れるケースも少なくないとのことであった。また、受付横の書籍販売コーナーには、教区資料を解説した本などの他に系図学の専門書が数多く並んでいた。

このようなイギリスにおける国勢調査の調査個票の取り扱い慣行は、わが国におけるそれと恐らく対極に位置するであろう。識別情報を除去した匿名個人情報であるマイクロデータの一般への提供が比較的抵抗も無く受け入れられてきたのには、このような歴史的慣行の蓄積、さらに言うならばその背後に存在すると考えられるいわばアングロサクソンの国民性なり ethics と無関係ではないであろう。

ところで、近年わが国でも個票が持つ統計的意義がようやく認識されるようになってきた。それを受けて、国勢調査資料の取り扱いについても、「施行規則」に新たに、個人識別情報を削除した調査票の内容を転写した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）を永年保存する旨の規定が追加された。個票は、結果原表からは得られない情報を保有している。国勢調査以外の調査も含め、このような磁気媒体での調査記録の蓄積が、一方で個人情報保護に十分留意しつつ、国民共有の財産として将来有効活用することのできる政府統計データのアーカイブ化に向けての動きとして評価したい。

〔付記〕 本稿は、平成15年度文部科学省科学研究補助金「世界人口センサスの方向的展開と政府統計体系の変容にかんする国際比較研究」（基盤研究(A)2 研究代表者濱砂敬郎教授）を受けて行った海外調査による研究成果の一部である。